

# 石岡市立園部中学校

## いじめ防止基本方針

作成日：2019年 4月1日

改訂日：2025年3月31日

# I いじめ防止対策のための基本方針

## はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、携帯電話等による新たないじめ問題が生じ、いじめはますます潜在・複雑化する様相を見せている。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 未然防止対策

### (1) 生徒の実態を把握するために

#### ① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。そのためには、生徒と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、生徒の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

#### ② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

### (2) 望ましい集団を育成するために

生徒が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

生徒は、環境に大きな影響を受ける。教職員が生徒に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

#### ① 生徒から信頼される教職員

生徒は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって生徒を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

#### ② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気が大切である。

#### ③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の生徒への温かい声かけが自己肯定感を高め、生徒は大きく変容する。

### (3) 命や人権を尊重する心を育てるために

#### ① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

#### ② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。生徒は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

#### (4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

### 3 早期発見

#### (1) いじめを見抜く教師の目

##### ① 生徒の立場に立つ

いじめを見抜くためには、生徒一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の立場に立って、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒を守るという姿勢が大切である。

##### ② 共感的に理解する

教師は、生徒の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、生徒の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

#### (2) いじめ発見の手立て

##### ① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

##### ② チェックリスト

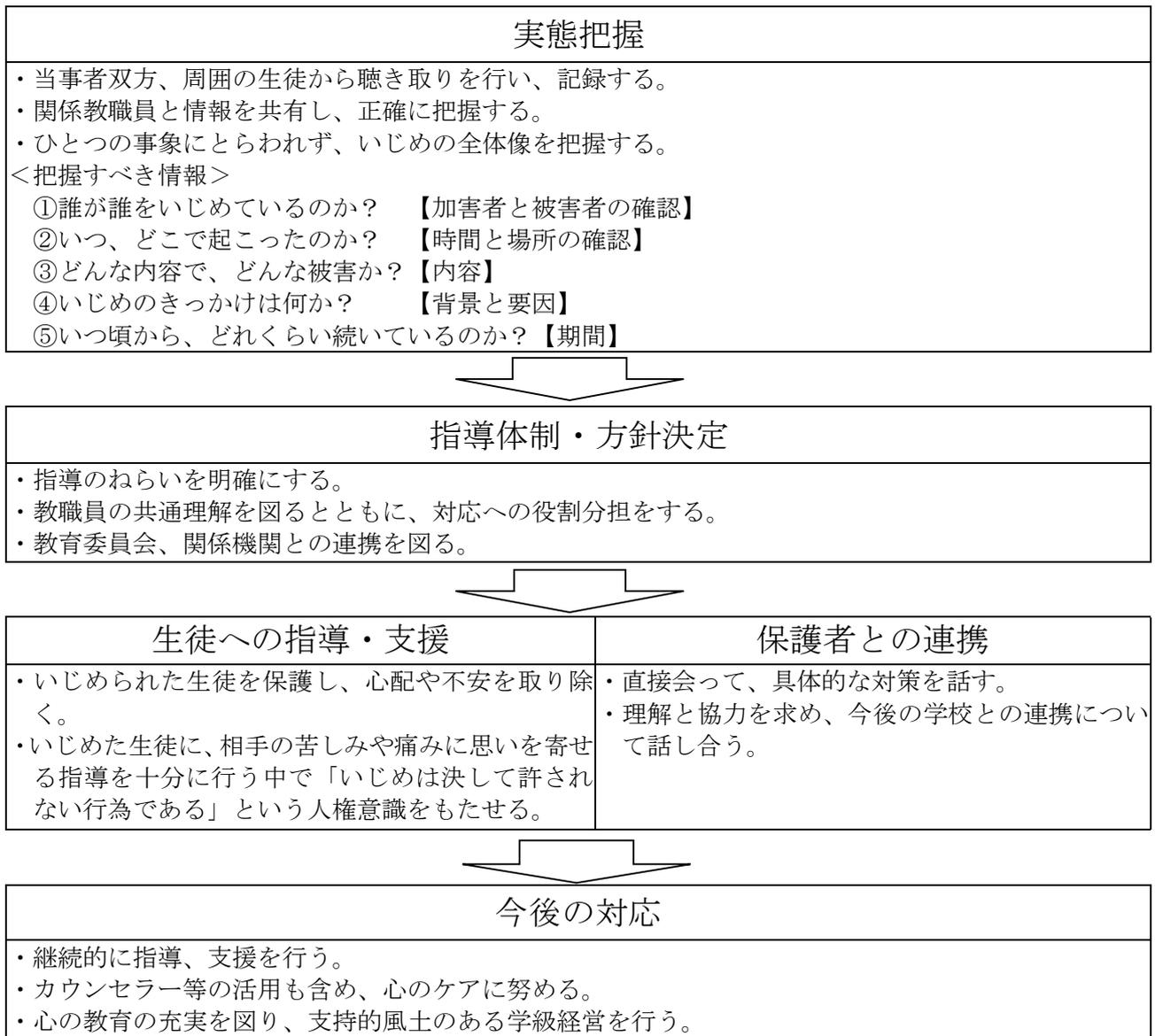
いじめを早期発見するために、生徒の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

##### ③ 相談体制

定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要があれば、スクールカウンセラーや心の相談員とも連携しながら教育相談を行う。また、オンラインによる相談窓口を有効的に活用できるように発信していく。

#### 4 早期対応

##### (1) いじめ対応の基本的な流れ



##### (2) いじめ対応の留意点

###### ① いじめられた側への対応

###### 生徒に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

###### 保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の生徒の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

生徒に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた生徒の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の生徒への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

5 重大事態とその対処

(1) 重大事態の調査

重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（自殺の企図・身体の重大な傷害

・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等）

※ いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（年間30日を目安・一定期間連続して欠席）

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え		つけ
チェックポイント		
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきかなどについて認識している。		□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用し、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。		□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。		□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など		□
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。		□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。		□
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。		□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのまませず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。		□
様々な情報を効率的に記録し、保存するための、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。		□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。		□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。		□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。		□

## 6 学校外のいじめの対応

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、LINEやグループLINE、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略）※LINE、X、インスタグラム等 ◇動画共有サイト
具体例	◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### (2) 未然防止のために

#### 保護者会等で伝えたいこと

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話（スマートフォン等）を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールやSNS等を見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

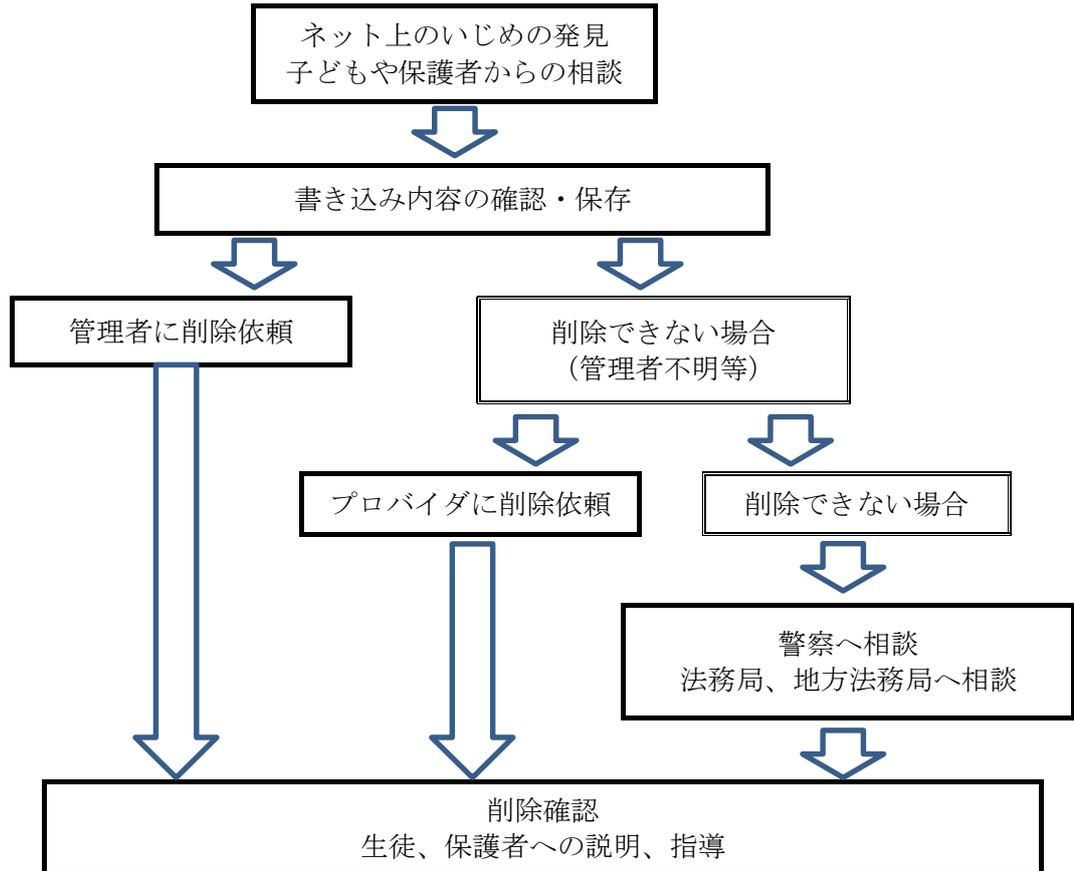
#### 生徒への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

### (3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・ 「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

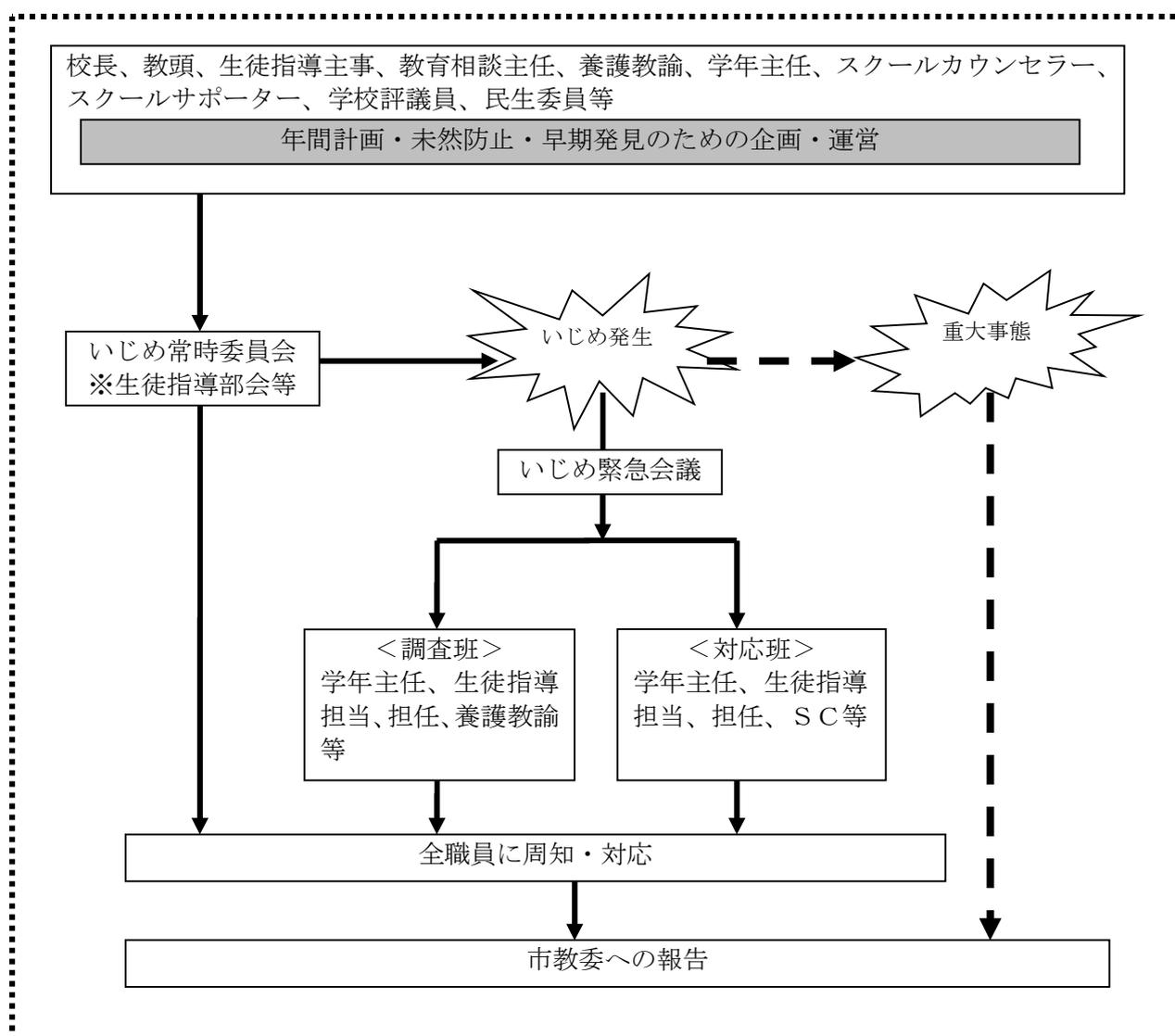
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

## Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

### 1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

#### <いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

## 2 いじめ防止指導計画

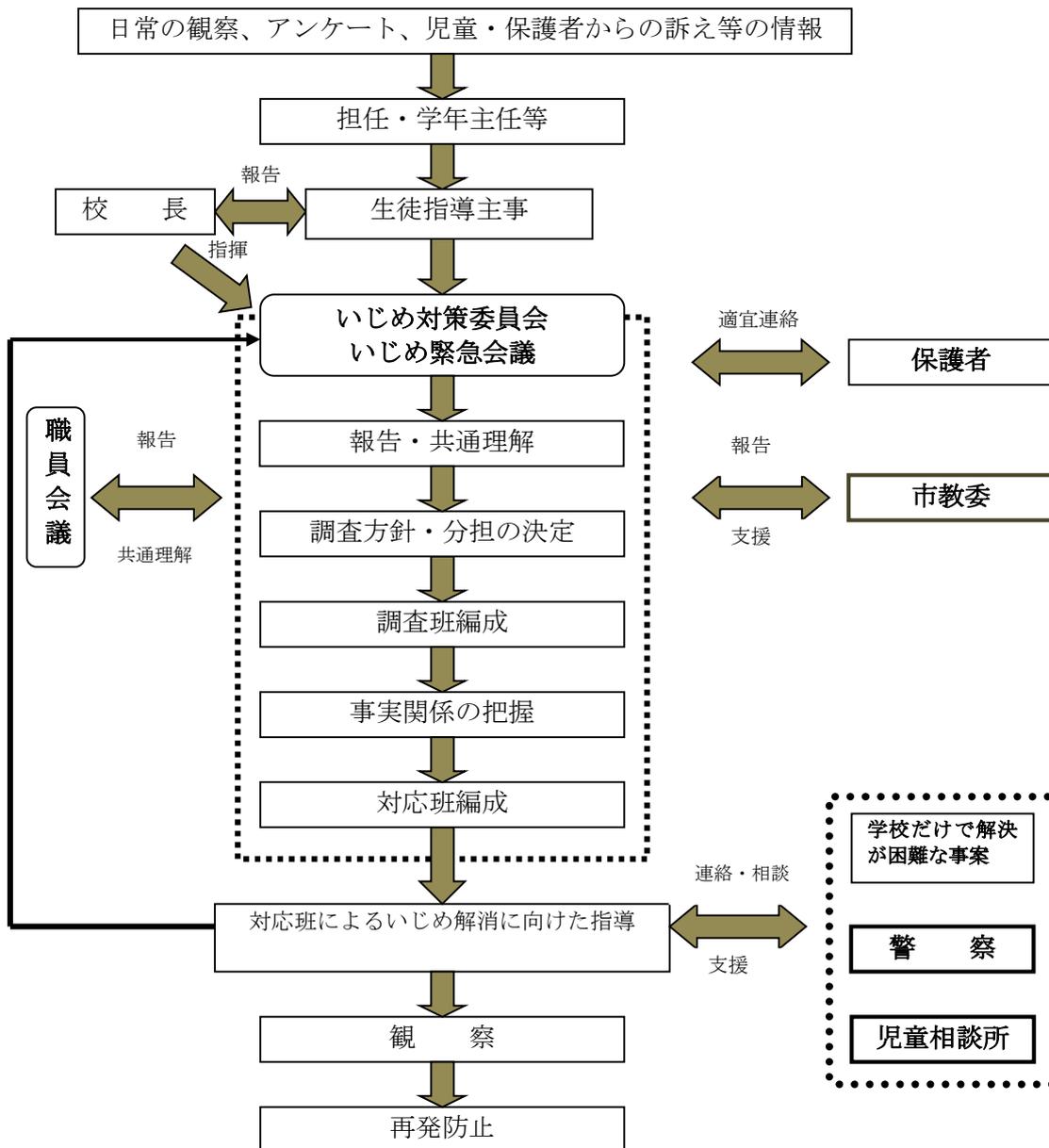
いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

### <年間指導計画>

学期	月	◎生徒目標 ○重点指導内容	学校行事	指導内容	備考(共有・研修資料)
前期	4月	◎新しい気持ちで新学期を迎え、園部中の伝統を实践しよう ◎基本的な生活習慣を守って生活しよう ○学級ルール、校則の徹底 ○交通ルールの遵守の徹底	・入学式 ・始業式・新任式 ・新入生歓迎会 ・家庭確認 ・交通安全教室	○生徒指導年間計画の立案 ○校則の確認(全職員) ○登下校の職員配置の決定 ○配慮を要する生徒の共通理解 ○生徒指導部会の実施 ○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○交通安全教室の実施	●生徒指導提要 ●いじめ防止基本方針 ●園部中学校「1日の流れ」 「学校の決まり」 ●家庭環境調査票 ●配慮を要する生徒 ●「親子のための相談LINE」
	5月	◎身だしなみを整えて生活しよう ◎集団の一員として、団結力を高めよう ○学校行事に積極的に取り組み、所属感を高める ○部活動に参加させて、体力の向上を図る	・小中引き渡し訓練 ・修学旅行(3年) ・生徒総会 ・体育祭	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○道徳「いじめにあたるものは」 ○SOSの出し方教育の実施	●文部科学省 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」リーフレット ●学校における自殺予防教育プログラム
	6月	◎やるべきことを確実にやり抜こう ◎目標を意識して学習に取り組もう ○心身の健康を高めさせる ○前期中間テストに向けて、学習を充実させる	・総体社行会 ・市総合体育大会 ・前期中間テスト	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○衣替え移行期間開始 ○いじめ防止フォーラム	●園部中学校 いじめゼロ宣言 「5つの約束」 ●園部中学校区小中3校合同 いじめ防止スローガン
	7月	◎身だしなみを整えよう ◎夏休みの計画を立てて、生活を充実させよう ○気温に応じた服装を呼びかける	・県南総合体育大会 ・いじめ対策委員会 ・三者面談(3年) ・二者面談(1、2年) ・夏休み前集会	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○教育相談 ○QUテストの実施 ○スマホ・ネット安全教室 ○生命の安全教育の実施	●QUテスト ●子どもホットライン ●いばらき子ども SNS相談
	8月		・平和大使	○校内オンライン相談窓口 ○校内研修 「いじめ重大事案を防ぐために」 ○校内研修 「不登校生徒の実態と対応」	●ヤングケアラーについて
	9月	◎目標を意識して学習に取り組もう ◎規則正しい生活習慣で、毎日の生活を充実させよう ○前期期末テストに向けて、学習を充実させる ○清掃活動を真剣に取り組む	・夏休み明け集会 ・前期期末テスト ・石岡のおまつり ・校外学習(2年) ・市新人体育大会	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○石岡のおまつり 巡視計画	●子どもホットライン ●いばらき子ども SNS相談
後期	10月	◎身だしなみを整えよう ◎目標を意識して学習に取り組もう ○制服や体操服を正しく着用させる ○授業中、真剣な態度で学習に取り組む	・県南新人体育大会 ・前期終業式 ・後期始業式 ・県南駅伝 ・文化祭	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○教育相談の実施	
	11月	◎身なりを正し、きちんとした生活態度で過ごそう ◎時間を守って、学習に意欲的に取り組もう ○履き物をそろえる(昇降口の下駄箱・トイレのサンダル) ○授業に臨む態度(話しを聴く姿勢)	・小中合同あいさつ運動 ・三者面談(全学年) ・後期中間テスト	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○QUテストの実施 ○薬物乱用防止教室の実施	●QUテスト
	12月	◎後期前半の総まとめをして、けじめのある生活をしよう ◎今年の生活を振り返り、新年に向けて目標をもとう ○提出物をきちんと出す(提出率100%を目指して) ○新年の計画を立て、自分の新たな課題をもたせる	・生徒会本部役員選挙 ・後期期末テスト(3年) ・冬休み前集会	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○学校改善プロジェクト 生徒指導について「校則」	
	1月	◎新鮮な気持ちで新年を踏みだそう ◎友達の良いところを見つけ、お互いに認め合おう ○新年の抱負や後期の目標を立てる ○目標実現のために努力させる	・冬休み明け集会 ・学力診断テスト(1、2年) ・三者面談(3年) ・スキー宿泊学習(1年) ・新入生保護者説明会	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○学校改善プロジェクト 生徒指導について「交通安全」	
	2月	◎時間を守り、けじめのある生活をしよう ◎諸活動(清掃活動・委員会活動等)に積極的に取り組もう ○遅刻をしない(8時10分着席) ○責任を自覚して当番活動をさせる	・県立一般出願 ・新入生体験入学 ・後期期末テスト(1、2年) ・県立一般学力検査	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施	
	3月	◎卒業式を成功させよう ◎次年度に向けて、目標をもって生活しよう ○しっかりとした態度で卒業式に臨ませる ○次年度に向けて、具体的な目標を立てさせる	・3年生を送る会 ・卒業式 ・終了式	○生活アンケートの実施(校内オンライン相談窓口) ○生徒指導部会の実施 ○年間計画の見直し	

### 3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、生徒をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。